

長崎国際大学物品発注内規

(平成28年2月24日制定)

改正 令和4年1月26日

(目的)

第1条 この内規は、長崎国際大学（以下「本学」という。）の公的研究費を原資とする物品等の発注に関し、必要な事項を定め、適正かつ円滑な運用を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この内規において「公的研究費」とは、文部科学省等の公的資金配分機関が研究機関に配分する競争的資金等をいう。

(発注)

第3条 発注は、「長崎国際大学予算執行の委任に関する規程」（以下「規程」という。）に定めるところにより、発注価格に応じて、以下の通り行う。

- (1) 1個または1組の価格が3万円以下の物品等を発注しようとする場合、研究者自ら発注することが出来る。その予算執行については規程により事後決裁を認める。
- (2) 1個または1組の価格が3万円を超え10万円未満の物品等を発注しようとする場合、研究者自ら直接発注することが出来る。その予算執行については規程により決裁権者の事前承認を必要とする。
- (3) 1個または1組の価格が10万円以上の物品等を発注しようとする場合、発注依頼書を産学連携・研究支援室へ提出し、産学連携・研究支援室が発注する。その予算執行については規程により決裁権者の事前承認を必要とする。

(納品検収)

第4条 納品検収については、「長崎国際大学における納品検収の取扱内規」に定めることとする。

(改定)

第5条 この内規の改定は、会計課にて起案し学長が定める。

附 則

この内規は、平成28年2月24日から施行する。

附 則（令和4年1月26日）

この内規は、令和4年1月26日から施行する。